

受付番号；

会社コード；

受付番号は空欄のまま提出してください。

様式第6（第4条第1号ハ関係）

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書

令和**年**月**日

これは輸出専用品の申出書です。中間物については様式第2及び様式第3により、別に申出してください。

会社コードについては少量新規（法第3条第1項第5号）又は低生産（法第5条第4項）の申出をしたことがある場合は、申出時に付与された会社コードを記載してください。会社コードがない場合は空欄で構いません（今般の確認通知でお知らせするので管理してください）。

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

押印は不要

METI化学株式会社
代表取締役社長 田中 良郎
A県B市****

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号ハの規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	メチル=4-ヒドロキシベンゾアート
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	純度:97%以上 不純物:4-ヒドロキシ安息香酸(化審法番号:3-1640)1%未満、不明成分計2%未満(3種類以上、各1%未満) 外観:白色結晶、融点:125~128℃ 溶解度:水 0.1g/L、テトラヒドロフラン 30g/L 蒸気圧:*. **×10- **Pa (**℃)
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	1,000kg
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	METI化学株式会社〇〇事業所 C県D市****
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は地域名	イタリア
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	METI化学株式会社 代表取締役社長 田中 良郎 A県B市****
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	〇〇S.P.A △△,ITARY □□ □□

一年度の製造・輸入予定数量について、1000kg以下で想定される最大数量を記載してください。なお、例えば「600kg」と記載して確認を受けた後に、800kgに変更したい場合は、事前に3大臣に申し出て変更の確認を受ける必要があります。

申出者自身が輸出する場合の記載例です。別の者が輸出する場合はその者について記載してください。

当該申出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（問合わせをしたときに回答出来る者）

担当部署 : **METI化学株式会社 ファイン事業部**
担当者氏名 : ****
連絡先 : 電話 ***** FAX *****
E-mail *****

(6) 申出をする年度の製造(輸入)予定数量が1トン以下であることを説明した書面

①今年度の製造(輸入)実績数量 ^(※)	0kg
②本確認を受けた後に今年度製造(輸入)する予定数量 ^(※)	1,000kg

(※) 輸出専用品の確認(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第4号に基づき、同法施行令第3条第1項第3号で定める場合に該当する旨の確認)を受けて製造(輸入)する数量に限る。

<初めて申し出る場合>①に「0kg」と記載し、②に様式2の4.に記載した数量(記載例の場合「1,000kg」)を記載する。

<変更申出の場合>過去に確認を受けた申出内容に基づき今年度300kg製造した場合であって、その申出内容を変更するために今般申出をするときは、①に今年度実績「300kg」と記載し、②に様式2の4.に記載した数量(記載例の場合1,000kg)から①を差し引いた数量(記載例の場合「700kg」)を記載する。

(7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

申出者が製造者である場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、製造、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の輸出者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 製造時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、製造設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS(又はイエローカード)を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者が輸入者であり輸入後に混合する場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、混合、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の輸出者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 混合時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、混合設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS(又はイエローカード)を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者が輸入者であり輸入後に精製する場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、精製、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の輸出者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 精製時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、精製設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。

- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS (又はイエローカード) を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者が輸入者であり輸入後に混合、精製する場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、混合、精製、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の輸出者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 混合・精製時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、混合・精製設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS (又はイエローカード) を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者が輸入者であり輸入後に混合も精製もしない場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の輸出者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS (又はイエローカード) を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

(8) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

化学物質の適切な管理に係る責任者の設置等社内体制を整備する。また、化学物質の適切な取扱いに係る社内規程を整備し、事業所に常備し、当該新規化学物質を取り扱う従業員等への周知徹底等を行う。

(以上)

様式第7（第4条第1号ハ関係）

確 認 書

令和**年**月**日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

押印は不要

METI化学株式会社
代表取締役社長 田中 良郎
A 県 B 市 * * * *

申出する新規化学物質の名称を記載してください。

新規化学物質である「**メチル=4-ヒドロキシベンゾアート**」が輸出専用品であることを別紙のとおり確認しますので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号ハの規定により、提出します。

この別紙は、申出者（製造・輸入者）が輸出者に関して記載するものです。

（様式第7の別紙）

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先

・METI化学株式会社 代表取締役社長 田中 良郎
住所 A県B市*****

担当部署

・METI化学株式会社 * 事業所
・担当者氏名 事業部長 *****
・連絡先 電話 *****

様式第6の7.の者と一致します。申出者自身が輸出する場合の記載例です。輸出者が複数ある場合は、並記してください。

外部倉庫で一時保管する場合は、外部倉庫の名称及び住所等を記載してください。

2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地

・〇〇S.P.A
△△,ITALY

輸出仕向け地が複数ある場合は、並記してください。

3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量

1,000kg

一年度の輸出予定数量を記載してください。輸出者が複数ある場合は、各数量が分かるように並記してください。

5. 新規化学物質が確認を受けたところから従って輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置

申出者自身が輸出する場合

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、輸出に際しては確認を受けたところから従い、次のとおり「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・輸出に際しては、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、関係設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者（製造・輸入者）と輸出者が異なる場合
「別添」として、輸出者から申出者宛ての「確認書」の写しを提出してください。

別添のとおり。

なお、新規化学物質の輸出者が別添の内容に従わない場合には、当該新規化学物質の供給を停止することとしている。

中間業者がいる場合は、中間業者も含めた記載としてください。

（以上）

これは、申出者と輸出者が異なる場合の、様式第7の別紙5.の「別添」です。輸出者から申出者（製造・輸入者）宛ての「確認書」の写し

(様式第7の別紙の別添)

確認書

輸出者が複数ある場合は、輸出者ごとにこの「確認書」を作成してください。

令和**年**月**日

METI化学株式会社

代表取締役社長 田中 良郎 殿

宛先は申出者（製造・輸入者）です。

発出元は輸出者です。

MHLW物産株式会社

代表取締役 佐藤 三郎 印

下欄「注意事項」参照

貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第3号に規定する輸出専用品として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。

記

1. 貴社より購入する当該新規化学物質の全量を輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書(様式第6)の6.に記載された地域に輸出する。

輸出者が「混合・精製」をする場合は、ここが「混合・精製・輸出」となります(2行下も同様)。

2. 当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、輸出に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、次のとおり貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。
・輸出に際しては、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、関係設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
・施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

3. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。

4. 当該新規化学物質の輸出実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。

5. 1.及び2.に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境中に放出された場合には直ちに貴社に報告する。

(以上)

注意事項

民間会社間の確認書の宛先及び発出者は、代表取締役社長等でなくても担当部署の責任者であれば問題ありません。

- ①【押印有の場合】担当部署の責任者同士による確認書のコピーを提出(発出者の押印(代表者印、役職印又は個人印を押印。会社印のみは不可。)又は署名)。
- ②【押印なしの場合】押印なしの確認書(PDF)を提出してもらい、メール本文に「中間物申出に係る確認書を添付のとおり送ります」として、確認書に記載された発出者が確認書に記載された宛先と一致する人に確認書を送っていることが分かるように、メールの送信元、宛先(メール送信情報)を残すかたちで、送信メールの写し(PDF)も一緒に提出してください。

なお、申出者と輸出者の他に、当該新規化学物質に係る(物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う)事業者が存在する場合、その事業者とも確認書を取り交わしてください。その場合の確認書の記載例につきましては、9ページ以降をご参照ください。

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

提出後、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、
当局担当者による修正を認めていただける場合は
下記「軽微修正承諾書」をご提出下さい。

令和〇年〇月〇日付けをもって新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等
に関する省令第4条第1号ハの規定により申し出た輸出専用品としての新規
化学物質製造・輸入申出書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当
局担当者による修正を認めます。

ME T I 化学株式会社

代表取締役社長 ****

東京都千代田区****

申出者と輸出者の他に、当該新規化学物質に係る(物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う)事業者が存在する場合の記載例(輸出者)

(様式第7の別紙の別添)

確 認 書

令和**年**月**日

METI化学株式会社

代表取締役社長 田中 良郎 殿

「販売(又は支給)」については、実状に合わせてどちらか適切なものを記載してください。以下同様。

MHLW物産株式会社

代表取締役 山田 太郎 印

貴社よりMOE商事株式会社が購入し、弊社に販売(又は支給)する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」を、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第3号に規定する輸出専用品として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。

記

1. 貴社よりMOE商事株式会社が購入し、弊社に販売(又は支給)する当該新規化学物質の全量を輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書(様式第6)の6.に記載された地域に輸出する。

輸出者が「混合・精製」をする場合は、ここが「混合・精製・輸出」となります(2行下も同様)。

2. 当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、輸出に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、次のとおり貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

・輸出に際しては、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、関係設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。

・施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する

3. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。

4. 当該新規化学物質の輸出実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。

5. 1.及び2.に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境に放出された場合には、直ちに貴社に報告する。

(以上)

申出者と輸出者の他に当該新規化学物質に係る（物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う）事業者が存在する場合の記載例（中間業者）

（様式第7の別紙の別添）

確 認 書

令和**年**月**日

METI化学株式会社

代表取締役社長 田中 良郎 殿

「販売（又は支給）」については、実状に合わせてどちらか適切なものを記載してください。以下同様。

MOE商事株式会社

代表取締役 佐藤 花子 印

貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」をMHLW物産株式会社に販売（又は支給）し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第3号に規定する輸出専用品として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。

記

1. 貴社より購入する当該新規化学物質の全量を輸出専用品としての新規化学物質製造（輸入）申出書（様式第6）の6.に記載された地域に輸出するためMHLW物産株式会社に販売（又は支給）する。
2. 当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、購入及び保管、販売（又は支給）に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、次のとおり貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。
 - ・購入及び保管、販売（又は支給）に際しては、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、関係設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
 - ・施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。
3. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。
4. 当該新規化学物質の販売（又は支給）実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。
5. 1.及び2.に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境に放出された場合には、直ちに貴社に報告する。

（以上）